

# STANDARD TOKYO

2024年5月27日

各位

会社名 I N E S T 株式会社  
代表者 代表取締役社長 小泉 まり  
(コード番号: 7111 東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部 広報・IR  
<https://inest-inc.co.jp/contact>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日付の取締役会において、定款一部変更について、2024年6月27日開催予定の当社第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

当社は、2024年1月23日開催の臨時株主総会においてA種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式に関する規定を削除するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2024年6月27日(予定)  
定款変更の効力発生日 : 2024年6月27日(予定)

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>365,728,800株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が<u>343,018,800株</u>、A種優先株式が<u>22,710,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 A種優先株式</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第13条 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 (1) A種優先残余財産分配金 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。</p> <p>(2) 参加条項 当社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第15条 A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>343,018,800株</u>とする。</p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第16条 当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。</p> <p>2 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>3 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 株主総会</p> <p>第17条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第23条 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>3 第20条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第20条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 取締役及び取締役会</p> <p>第24条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 監査等委員会</p> <p>第36条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 会計監査人</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

以上